

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年２月２９日

富山市長 藤井 裕久

## 記

### １．協議の場を設けた区域の範囲

大山地域 大山地区

### ２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和６年２月２８日

### ３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	１８経営体
・認定農業者数	１５経営体 (うち法人 １１経営体)
・認定新規就農者	１経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	０経営体
・準担い手	２経営体

### ４．地域農業の将来のあり方

水稻中心の作付に加え、飼料稲、WCS、大麦、大豆、そば及び野菜（白ネギ、にんじん、みょうが等）を作付し、推進品目を明確化する。

主穀作物以外の野菜等の作物を積極的に取組み、複合化を図る。

生産した農産物を活用し、加工品や直売を進め六次産業化を進める。

作物のブランド化やマーケティングを積極的に行なうことで、高付加価値化を高める。

農家子弟や新規就農希望者を積極的に取り込み、地域農業の活性化につなげる。

離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消するため、規模拡大及び生産性向上を図る

### ５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。